

<大学院理学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科及び各専攻が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

## 1. 修士論文

### 1.1 審査体制

修士論文の審査は、3名以上の審査委員により行うものとする。

修士の学位に係る論文審査委員会の主査は、次のとおりとする。

1. 理学研究科に置かれる基幹講座、協力講座及び理学研究科附属施設の専任の教授・准教授
2. 理学研究科の教育を担当する本学の教授・准教授（招へい教授・准教授を含む）で理学研究科委員会が認めた者
3. 前記各号以外の者で理学研究科委員会が特に認めた者

修士の学位に係る論文審査委員会の副査は、次のとおりとする。

1. 理学研究科に置かれる基幹講座、協力講座及び理学研究科附属施設の専任の教授・准教授・講師
2. 理学研究科の教育を担当する本学の教授・准教授・講師（招へい教授・准教授を含む）で理学研究科委員会が認めた者
3. 前記各号以外の者で理学研究科委員会が特に認めた者

### 1.2 審査の方法

修士論文に記述された内容については、各専攻の論文発表会において学術研究に相応しい発表及び討論がなされることとする。なお、原則として論文発表会は公開とする。また、この方法に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

### 1.3 評価項目及び基準

修士論文の審査について、次の評価項目及び基準を設ける。また、この評価項目及び基準に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

1. 修士の学位を受ける者は、当該専攻分野に関する学識を備え、かつ専門的研究能力を有すること。
2. 修士論文は、当該専攻分野に関する学術的価値を有し、論理的かつ明瞭に記述されていること。論文に含まれる研究結果が複数の研究者の共同による場合は、学位を受ける者の貢献が有意に認められること。
3. 論文の内容、図及び表等について他文献の引用等に対する対応が適正になされていること。

#### 1.4 論文が満たすべき水準

上記の評価項目及び基準を満たす場合、修士論文として合格とする。

## 2. 博士論文

### 2.1 審査体制

博士論文の審査は、3名以上の審査委員により行うものとする。

博士の学位に係る論文審査委員会の主査は、次のとおりとする。

1. 理学研究科に置かれる基幹講座、協力講座及び理学研究科附属施設の専任の教授
2. 理学研究科の教育を担当する本学の教授（招へい教授を含む）で理学研究科委員会が認めた者
3. 前記各号以外の者で理学研究科委員会が特に認めた者

博士の学位に係る論文審査委員会の副査は、次のとおりとする。

1. 理学研究科に置かれる基幹講座、協力講座及び理学研究科附属施設の専任の教授・准教授・講師
2. 理学研究科の教育を担当する本学の教授・准教授・講師（招へい教授・准教授を含む）で理学研究科委員会が認めた者
3. 前記各号以外の者で理学研究科委員会が特に認めた者

### 2.2 審査の方法

博士論文に記述された内容については、各専攻の論文発表会において学術研究に相応しい発表及び討論がなされること。なお、原則として論文発表会は公開とする。また、この方法に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

### 2.3 評価項目及び基準

博士論文の審査について、次の評価項目及び基準を設ける。また、この評価項目及び基準に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

1. 博士の学位を受ける者は、当該専攻分野に関する高い学識を備え、かつ高度な専門的研究能力を有すること。
2. 博士論文は、当該専攻分野において高度な学術的価値を有する研究結果を含み、論理的かつ明瞭に記述されていること。論文に含まれる研究結果が複数の研究者の共同による場合は、学位を受ける者の貢献が顕著であると認められること。
3. 博士論文の主要部分は、既に学術論文として公表されているか、若しくは学位を授与された日から1年以内に公表される予定であること。
4. 論文の内容、図及び表等について他文献の引用等に対する対応が適正になされていること。

### 2.4 論文が満たすべき水準

上記の評価項目及び基準を満たす場合、博士論文として合格とする。